

松江市告示第 253 号

出会い創出イベント事業補助金交付要綱（平成 31 年松江市告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
<p>(補助金交付の目的)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、<u>補助対象経費</u>、補助事業者の範囲、補助金交付の金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>(補助金交付の目的)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容 _____、補助事業者の範囲、補助金交付の金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
略		略	
補助金交付の目的	<p><u>出会いの場を創出するイベントや婚活セミナーの開催等、地域の実情に応じた出会いの場の提供に要する経費の一部を補助</u>することにより、<u>結婚を希望する人が身近で気軽に婚活しやすい環境づくりを推進</u>することを目的とする。</p>	補助金交付の目的	<p><u>松江市内の法人又は法人以外の団体が行う独身男女の出会い創出イベント等の開催の取組を支援</u> _____ することにより、<u>市内の未婚化及び晩婚化の改善に寄与</u> _____ することを目的とする。</p>
交付の対象である事	<p><u>結婚志向者</u> _____ 又は <u>婚活初心者</u> <u>が気軽に参加できる次の各号のいずれかに該当するイベント等</u></p>	交付の対象である事	<p><u>松江市内の法人又は法人以外の団体による出会い創出</u> _____ イベント等</p>

<p>務又は事業の内容</p>	<p>の開催</p> <p>(1) <u>独身者の出会いの場を創出するためのイベント</u></p> <p>(2) <u>独身者を対象とした「身だしなみ」や「コミュニケーション能力」の向上等を目的としたセミナー</u></p>	<p>務又は事業の内容</p>	<p>の開催。<u>ただし、社内のみを対象としたイベントは交付対象外とする。</u></p>
<p>補助対象経費</p>	<p><u>別表に掲げるとおりとする。</u></p>		
<p>補助事業者の範囲</p>	<p><u>次の各号のいずれにも該当する市長が適当と認める法人若しくは団体(以下「法人等」という。)又は法人等及び複数の自治体(本市を含む。)で構成する実行委員会とする。</u></p> <p>(1) <u>法人等としての意思決定により事業を実施し、確実に経理処理ができること。</u></p> <p>(2) <u>県内に主たる事務所を有し、県内で活動していること。</u></p> <p>(3) <u>規約、会則等に活動目的を明記していること。</u></p> <p>(4) <u>宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</u></p> <p>(5) <u>暴力団(松江市暴力団排除条例(平成25年松江市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構</u></p>	<p>補助事業者の範囲</p>	<p><u>松江市内に事業所を有する法人又は法人以外の団体</u></p>

	<u>成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者を含む団体等でないこと。</u>
補助金 交付の 金額	<u>補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とを比較して、いずれか低い方の額(1,000円未満切捨て)とする。</u>  <u>(1) 法人等 1イベント等当たり10万円</u>  <u>(2) 実行委員会 1イベント等当たり20万円</u>
終期	<u>令和6年3月31日</u>

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、イベント等実施計画書(様式第1号)に、同項第2号に規定する収支予算書は、収支予算書(様式第2号)によるものとし、同項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 市税 \_\_\_\_\_ の滞納がないことが分かる証明書(申請者が実行委員会の場合は、法人等のみ)

(実績報告)

第4条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

補助金 交付の 金額	<u>1 交付対象経費は、別表1に定めるとおりとする。</u>  <u>2 補助金の交付額は、交付対象経費から参加料その他の収入の額(対象外経費に充当されることが明らかなものを除く。)を控除した額と、20万円とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</u>
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業 \_\_\_\_\_ 実施計画書(別紙1 \_\_\_\_\_)に、同項第2号に規定する収支予算書は、収支予算書(別紙2 \_\_\_\_\_)によるものとし、同項第4号に規定する \_\_\_\_\_ 市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 申請者が松江市税の滞納がないことが分かる証明書(未納税額のない証明書 \_\_\_\_\_)

(実績報告)

第4条 規則第12条第1項第3号に規定する \_\_\_\_\_ 実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施報告書(様式第3号)

(2) 略

2 規則第12条第1項第1号に規定する収支決算書は、収支決算書(様式第4号)によるものとする。

**別表(第2条関係)**

補助対象経費		内容
略		
需用費	略	
	印刷製本費	チラシ印刷代等
略		
使用料及び賃借料	会場、自動車等の借上料等	

注) 略

**様式第1号(第3条関係)**

イベント等実施計画書

事業名:

1 略

2 事業概要

事業(イベント等)名	
略	

3 事業(イベント等)当日のスケジュール案

略
---

4 略

5 事業を実施する上での工夫点・特色等

--

6 構成員の役割等

(事業実施主体が複数の自治体を含む実行委員会の場合のみ記載してください。)

構成員の役割	設置運営規約等
企画立案:	(別添のとおり)
広報:	
当日運営:	
注)各項目で全構成員が携わることを必須とする。	

略

(1) 事業実施報告書(別紙3)

(2) 略

2 規則第12条第1項第1号に規定する収支決算書は、収支決算書(別紙4)によるものとする。

**(別表)**

**補助対象経費**

補助対象経費		内容
略		
需用費	略	
	印刷製本費	ちらし印刷代等
略		
使用料及び賃借料	会場、自動車等の借り上げ料等	

注) 略

**別紙1**

事業 実施計画書

事業名:

1 略

2 事業概要

事業(イベント)名	
略	

3 事業(イベント)当日のスケジュール案

略
---

4 略

略

様式第2号(第3条関係)

収支予算書

略

様式第3号(第4条関係)

イベント等実施報告書

事業名： \_\_\_\_\_

1 略

2 事業概要

事業(イベント等)名	
事業内容	
略	

3 事業(イベント等)当日のスケジュール

略
---

4 広報実績

略
---

5 事業を実施した際の工夫点・特色・感想等

--

略

様式第4号(第4条関係)

収支決算書

略

別紙2

収支予算書

略

別紙3

事業 実施報告書

事業名： \_\_\_\_\_

1 略

2 事業報告

事業(イベント)名	
事業目的	
事業内容	
略	

3 事業(イベント)当日のスケジュール

略
---

4 広報計画

略
---

略

別紙4

収支決算書

略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。